

点呼業務不備事案に関する行政処分の執行について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也）は、郵便局において発生した点呼業務不備事案に関し、6月5日に国土交通省から、一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分に関する聴聞通知を受領し、6月17日行政処分を受け入れる旨、国土交通省に報告したことを公表^{※1}させていただきました。

これを受け、本日、国土交通省から一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分の執行通知および貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令を受領しました。

加えて、当社の子会社である日本郵便輸送株式会社（東京都港区、代表取締役社長 中島 直樹）に対しても国土交通省から報告徴収命令が出され、受領したところです。

また、本日、4月23日に今回の点呼業務不備事案を受けて総務省から提出を命じられた報告徴求に対する報告書^{※2}を提出したほか、郵便のユニバーサルサービス等の確実な提供及び利用者の利便の確保、再発防止策の着実な実施等を命じる、日本郵便株式会社法に基づく監督上の命令等を新たに受領したところです。

行政処分の執行により、当社では6月26日から、一般貨物自動車運送事業において使用している1t以上の車両（約2,500台/全国の約330局の郵便局で使用）は使用できなくなります。そのため、当社では行政処分の執行を見据え、1t以上の車両の業務を他の運送会社に委託することを基本に、確実な点呼の実施を大前提として、当社が保有する軽四車両（約32,000台）等の活用等、オペレーションの移行について調整してまいりました。

調整の結果、現時点において、運送会社の皆さまのご協力のもと、業務委託および軽四車両への切り替え等の移行対応は完了しております。引き続き、お客さまにご迷惑をおかけすることができないよう、郵便物および荷物（ゆうパックなど）のサービスを確実かつ適切に提供してまいります。

今回の行政処分等を厳粛に受け止め、運送事業者として、確実な点呼の実施をはじめ、運行の安全および運転者・お客さまの安全を確保する体制構築を徹底し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

※1 [点呼業務不備事案に関する行政処分及び当社の対応について（2025年6月17日）](#)

※2 報告徴求に対する報告書（概要）は別紙のとおり

以上

<p>【報道関係の方のお問い合わせ先】</p> <p>日本郵便株式会社 広報宣伝部 報道担当 電話：03-3477-0546</p>	<p>【お客さまのお問い合わせ先】</p> <p>日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター <電話番号> 0120-23-28-86（フリーダイヤル） 携帯電話からご利用のお客さま 0570-046-666（通話料はお客さま負担です） <ご案内時間> 全日 8:00～21:00 ガイダンスが流れますので、「*」のあとに 「1」を選択してください。 おかげ間違いのないようにご注意ください。</p>
--	---